

愛知県新型コロナウイルス感染症 経済対策

2020 年 5 月 11 日

愛知県

目 次

はじめに	1
I 緊急支援	2
1 事業者に対する支援	2
（1）中小企業の資金繰り対策	2
（2）商店街の活動の支援	3
（3）農林水産事業者等への支援	4
（4）文化芸術活動の支援	4
（5）愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金	4
（6）新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金	4
（7）持続化給付金	5
（8）雇用調整助成金	5
（9）税制上の支援	5
（10）使用料等の支払い猶予等	6
（11）公共投資の早期執行等	7
（12）中小企業者等への家賃補助	7
2 家計に対する支援	7
（1）特別定額給付金	7
（2）休業・失業等による収入減少世帯への支援	7
（3）県営住宅の提供	8
（4）学校の臨時休業等に伴う対策	8
（5）税制上の支援	9
II さらなる対策	9

はじめに

国は5月4日に、緊急事態宣言の枠組みを5月31日まで延長することを決定しました。これを受け、愛知県といたしましても、県の緊急事態宣言及び緊急事態措置の期間を5月31日まで延長したところです。

県独自の緊急事態宣言を発出した4月10日以来、不要不急の外出・移動の自粛や休業要請への協力を始め、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、多くの県民の皆様、事業者の皆様にご協力をいただいているところであり、心より感謝申し上げます。

我が国の景気は、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。また、先行きについても、厳しい状況が続くものと見込まれています。

そのような中であって、愛知県は、医療提供体制の更なる強化などとともに、県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるための取組に万全を期してまいりました。

この経済対策は、愛知県が、独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら、取り組む施策を取りまとめたものです。

愛知県といたしましても、現下の厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう全力で取り組み、県民・事業者の皆様と、オール愛知でこの難局を乗り越えてまいりたいと存じます。

引き続き、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年5月

愛知県知事
大村秀章

対策

I 緊急支援

1 事業者に対する支援

(1) 中小企業の資金繰り対策【経済産業局】

ア 県融資制度の拡充（県）

○ 「新型コロナウイルス感染症対応緊急小口つなぎ資金」の創設

融資限度額 500 万円の短期の小口融資を創設。国の雇用調整助成金や家賃支援などの制度資金が中小・小規模事業者の手元に届くまでのつなぎ資金を想定。実質無利子、無担保、保証料ゼロで、100%県が損失を補償（融資枠 1,000 億円）。

○ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設（5月1日～12月31日）

一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応するため、実質無利子、無担保、保証料ゼロの新たな融資制度を創設（限度額 3,000 万円、融資枠 4,000 億円）。

○ 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設（3月9日～）

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の無担保、保証料ゼロの融資制度を新設（融資枠 2,000 億円）。

○ 「サポート資金（セーフティネット）」の拡充（3月2日～）

・ セーフティネット保証4号の発動

国が本県を含む47都道府県を突発的災害（自然災害等。今回は新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。）の影響を受けた地域として指定。

- ・ **セーフティネット保証5号の業種の追加指定**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業種として、2020年5月1日から原則全業種を指定。

○ **「サポート資金（大規模危機対応）」の利用開始（3月13日～）**

国の保証制度である危機関連保証に対応。大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として実施される危機関連保証の認定を受けた中小企業者が対象。

○ **「サポート資金（経営あんしん）」の拡充（2月18日～）**

売上高について、1か月間の減少実績、かつ、その後2か月間の減少見込みがあれば制度の利用が可能となるよう、融資条件を緩和。

イ 金融機関への要請（県）

県融資制度取扱金融機関等に対し、直接的又は間接的に影響を受ける中小企業の実情に応じて、貸付条件の変更等のニーズに弾力的かつ機動的に対応するよう要請。

地域の金融機関の代表者等に対し、国や県の融資制度の積極的な活用による中小企業支援について協力を要請。

（2）商店街の活動の支援（県）【経済産業局】

外出自粛や休業要請等で商店街の来客数が大幅に減少する中、食事のテイクアウトや商品等のデリバリー事業など商店街が工夫して行う独自の取組や感染症の拡大防止に寄与する取組を既存の商業振興事業費補助金の対象に追加・拡充（単一団体の場合上限90万円、複数団体連携の場合上限180万円）。

(3) 農林水産事業者等への支援【農業水産局】

ア 国・県融資制度の拡充（農業近代化資金の拡充・漁業近代化資金の拡充）

国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金及び漁業近代化資金について、融資枠を拡大（農業30億→60億、漁業8億→16億）。

イ 花き活用拡大支援（県）

花の生産、流通団体と協力して、県内の生花店から高齢者福祉施設に直接あいちの花をお届けする事業を実施（県内11施設に対して、5月9日、10日に配達）。

(4) 文化芸術活動の支援（県）【県民文化局】

県内の文化芸術活動の継続を図るため、「文化振興基金」を活用して広く寄附を募り、法人に20万円、個人事業者に10万円を交付する本県独自の応援金を創設。

また、アーティストや伝統文化活動団体への支援として、映像作品の制作委託やオンライン配信、テレビ局での放映を実施。併せて文化活動事業費補助金の拡充。

(5) 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金（県・市町村）【経済産業局】

4月17日（金）からの休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいた地元中小事業者等に対し、市町村と連携して1事業者あたり50万円の協力金を交付（総額300億円規模）。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金（県・市町村）【保健医療局】

県が指定する期間、自主的に休業する理美容事業者に対し、1事業者あたり20万円（県10万円、市町村10万円（任意））の

休業協力金を交付。

(7) 持続化給付金（国）【経済産業局】

中小法人等に最大 200 万円、個人事業者等に最大 100 万円を支給する「持続化給付金」について、円滑かつ迅速な利用を促進するため、県機関、県内商工会議所・商工会等、約 100 か所に設置している相談窓口できめ細やかな相談対応を実施。

(8) 雇用調整助成金（国）【労働局】

中小企業が支給する休業手当の最大 10/10（都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合など）を助成する雇用調整助成金（上限日額 8,330 円）について、労働局労働福祉課（あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」）や県民事務所等産業労働課における労働相談、県HP、メールマガジン等を通じた周知を実施。

(9) 税制上の支援（県）【総務局】

ア 個人事業税の申告期限の延長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国税において、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限が延長されたことに伴い、本県においても、2020 年度分の個人事業税の申告期限を延長。

イ 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、県税の徴収を猶予できる特例を創設（2020 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までに納期限が到来する県税について適用）。

※国税及び市町村税についても同様の措置。

ウ 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税環境性能割（県税）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（現行2020年9月30日）を6月延長。

※軽自動車税環境性能割（市町村税）についても同様の措置。

(10) 使用料等の支払い猶予等（県）

ア 名古屋飛行場使用料の支払い猶予【建設局】

県営名古屋空港を使用する航空運送事業者等に対し、着陸料、停留料、業務用施設使用料などの支払いを猶予（2020年4月分～7月分を6か月間）。

イ 港湾使用料の支払い猶予【建設局】

県が管理する港湾・漁港を利用する個人・法人に対し、港湾施設使用料、入港料、漁港施設使用料などの支払いを猶予（2020年4月17日～9月末日分を6か月間）。

ウ 公共土木施設等に係る各種使用料の支払い猶予【建設局】

公共土木施設等の占使用者に対し、各種使用料（道路占使用料、流水占使用料、河川敷地占使用料、海岸保全区域占使用料、国有財産使用料）の支払いを猶予（2020年4月30日から9月30日までのそれぞれの支払期限を最長6か月間）。

エ 公園占用料の支払い猶予【都市整備局】

県営都市公園にかかる使用料（設置管理許可及び占用許可にかかる使用料）の支払いを猶予（2020年4月30日から9月30日までのそれぞれの支払期限を最長6か月間）。

オ 工業用水道料金の支払い猶予【企業庁】

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、経営状況が悪化し、一時的に工業用水道料金の支払いが困難な事情が

ある事業者に対し、料金の支払いを猶予（最長3か月）。

カ 土地貸付料、分割納入代金の支払猶予及び立地内定期間の延長【企業庁】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営状況が悪化し、一時的に企業用地に係る土地貸付料等の支払いが困難な事情がある立地企業に対し、土地貸付料及び分割納入代金の支払いを猶予（最長3か月）。

また、契約準備中の立地内定企業に対して、立地内定期間を延長（最長3か月）。

(11) 公共投資の早期執行等（県）【関係局等】

地域経済を活性化し景気を下支えするため、生産性向上や防災・減災対策などの国土強靱化等につながるインフラ整備に係る2019年度補正予算や2020年度当初予算を早期に執行するなど公共事業を機動的に推進。

(12) 中小企業者等への家賃補助（国）【関係局】

中小企業者等への家賃補助について、国と歩調を合わせながら、その利用促進を図るなど、積極的に取り組む。

2 家計に対する支援

(1) 特別定額給付金（国・市町村）【総務局】

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人あたり10万円を給付。

(2) 休業・失業等による収入減少世帯への支援（県）【福祉局】

ア 生活福祉資金貸付制度の拡充

生活福祉資金貸付制度に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯

に対して、生活費用を支援（緊急小口資金 20 万円以内、総合支援資金 月 20 万円以内（2 人以上世帯））。

イ 住居確保給付金の拡充

住居確保給付金の支給対象を拡大し、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況となり、住居を失うおそれが生じている方に対して、期間を定めて家賃相当額を支援（単身世帯 上限 37,000 円（住所地や世帯構成等により異なる））。

ウ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金事業の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、内定が取り消されるなど就業が出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの間の求職期間等について家賃を貸付け。

（3）県営住宅の提供（県）【建築局】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に対して、県営住宅を提供。

（4）学校の臨時休業等に伴う対策（県）

ア 放課後等デイサービスの支援【福祉局】

学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）の臨時休業に伴い、利用が増加する放課後等デイサービス報酬の一部を負担するとともに、保護者負担分を助成。

イ 認可保育所等の臨時休園等に係る保育料返還分の補てん【福祉局】

認可保育所等に対し、感染拡大抑制のための臨時休園等で登園しない期間に係る保育料返還分を補てん。

ウ 学校給食休止等に伴い発生する関係事業者・保護者の負担の軽減 【教育委員会】

学校給食の休止による給食業者の売上減少に対する補てんなど、学校給食関連事業者への総合的な支援について、国に要請するとともに、臨時休業期間中の県立学校の学校給食費について、保護者の負担とならないよう返還。

(5) 税制上の支援（県）【総務局】〔再掲〕

ア 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、県税の徴収を猶予できる特例を創設（2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する県税について適用）。

※国税及び市町村税についても同様の措置。

イ 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税環境性能割（県税）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（現行2020年9月30日）を6月延長。

※軽自動車税環境性能割（市町村税）についても同様の措置。

II さらなる対策

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後を見据え、国の官民を挙げた大規模な取組と足並みを揃えながら、以下を始めさまざまな経済回復への支援策を展開していく。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
- スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援

- 文化芸術、スポーツ活動の事業継続や生活維持に係る支援
- 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
- 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
- テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速